

くらし レジ袋削減にご協力下さい！

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で、密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

このような状況を踏まえ、7月1日から、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化がスタートします。これは、普段何気なくもっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることが目的です。

皆さんも、レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、外出の際は「エコバック」を持ち歩くなど、できることから取り組みましょう。



くらし 野焼きは法律で禁止されています！

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

家庭ごみや剪定くずなどの焼却により、「煙たくて窓が開けられない」「洗濯物に臭いが付いて困る」「体調の悪い人がいるので困る」といった声が寄せられています。ごみを燃やすと煙や臭いによる近隣トラブルを招くだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質によって人の健康にも悪影響を与えます。

家庭から発生したごみは、指定された日に正しく分別してごみステーションなどへ出してください。

野外焼却(野焼き)とは？

- ・ドラム缶などを使用しての焼却
- ・ブロックで囲んだ焼却
- ・地面に穴を掘っての焼却 など

野外焼却の例外とは？

- ① 農林水産業を営むために行われる稲・麦わら焼き、焼き畑、畦の草および伐採した下枝の焼却、漁網にかかったごみの焼却
- ② 落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くずの焼却
- ③ 河川・道路管理者などが除草した草木の焼却
- ④ 災害などの予防、応急対策、火災予防訓練
- ⑤ 正月のしめ縄、門松などを焚く行事や塔婆供養の焼却 など

※例外的に野外焼却を行う場合でも、少量の焼却を心掛け、風向きや時間帯を考慮するなど、周辺地域の生活環境に十分配慮してください。



くらし 未収金の回収などの業務を民間会社に委託します

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

市民負担の公平性および行政サービスの質の維持向上を目的として、昨年度に引き続き4月1日から使用料、手数料、各種貸付金などの未収金の徴収および収納を、法務大臣の許可を受けたニッテレ債権回収株式会社へ委託しています。委託期間は、令和3年3月31日までです。

なお、市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料および保育所保育料などについては、督促後相当の期間を経過してもなおご納付いただけない場合は、給与、年金、預貯金その他の財産が差し押さえられることがありますので、納期内納付へのご理解とご協力をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置などにより、事業収入や給与収入などが減少したため一時的に納付することが困難な人については、納税を猶予する制度および履行期限を延長する制度もありますので、お気軽にご相談ください。

委託先の債権回収会社
ニッテレ債権回収株式会社
東京都港区芝浦三丁目16番20号

委託期間
令和3年3月31日まで



タマネギについて学ぼう！

6/4 上高野小学校



▲さまざまな種類のタマネギを紹介してくれました

株式会社七宝の筒井和光さんを講師に招き、上高野小学校でタマネギの出前授業が行われました。

授業では、タマネギの種を作るための花(ねぎ坊主)には雄株と雌株があり、受粉には蜂を使っていることを教えてもらったり、蜂蜜を試食したり、玉ねぎの種を見たりと、さまざまな体験をしました。



▲巣箱から蜂蜜を直接いただきます！



タブレット端末を活用して 窓口手続きを省力化



6/5 三豊市役所

市デジタルファースト宣言の取り組みの一環として、窓口業務改革を行っています。これは市民課や各支所で死亡届後の手続きを行う際に、タブレット端末を活用し、手続きのデジタル化を行うものです。同取り組みは県内初であり、今後は来庁者の負担軽減や、迅速かつ正確な手続きを図ることができます。

オンライン授業で自宅学習を支援



5/25 山本小学校

市では遠隔教育の一環として、中学3年生向けにオンライン授業を行っていましたが、5月末に対象を小学6年生に広げました。市内7校の小学6年生の約200人が自宅から参加し、学校にいる教員と日常の情報交換や課題の確認などを行いました。

くらし 次の場合は、道路に関する届け出が必要です

▶問い合わせ 建設港湾課 ☎73-3043 西讃土木事務所 ☎25-5261

一般的な使用を超え、道路の上下に継続して物件を設けて道路を使用するとき

道路占有許可申請(道路法第32条)による道路管理者の許可が必要です。占有物件の内容により占有料が必要になります。

例 電柱、電線、突出看板、上下水道管、工事用足場、仮囲いなど

道路管理者以外の者が、道路に関する工事を行うとき

道路工事承認申請(道路法第24条)は道路管理者の承認が必要です。通行の安全確保および構造保全上の条件によっては承認できない場合がありますので、事前に担当者に確認をしてください。

※工事に関する一切の費用については申請者の負担となります(道路法第57条)。

例 出入り口のための歩道の切り下げ、床版の掛こみ、法面の埋め立て工事、ガードレール・カーブミラーなどの交通安全施設の設置・撤去・移設工事、舗装・側溝などの修復および新設工事

道路の通行を禁止・制限するとき

次の場合、道路の通行禁止・通行制限申請による届け出が必要です。

- ・道路構造の保全、交通危険防止のため(道路法第46条)
- ・道路管理者の承認を受けて実施する工事(道路法第47条)
- ・所轄警察署長から道路使用許可証の交付を受けたもの(道路交通法第77条)